

経済産業部発第257号
平成16年 3月30日

内閣官房知的財産戦略推進事務局長
荒井 寿光 殿

大阪商工会議所
会 頭 野 村 明 雄

「知的財産の創造・活用促進及び保護強化に関する要望」の建議について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、大阪商工会議所では、この度、別添のとおり「知的財産の創造・活用促進及び保護強化に関する要望」を取りまとめましたので、本要望趣旨を十分ご賢察の上格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

知的財産の創造・活用促進及び保護強化に関する要望

大阪商工会議所

我が国における現下の最大のテーマは、新規需要の喚起と産業競争力の強化であり、あらゆる政策のベクトルを成長産業の振興に明確に合わせることを肝要である。その要となるのが特許をはじめとする知的財産であり、今や国の富を左右する主戦場となりつつある。

こうした中、政府においても、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を策定し、各種制度改革に着手されたところであるが、今後の施策展開にあたっては、経済の担い手たる企業の知的財産の創造・活用を活発化させるとともに、その保護に万全を期すことが肝要である。

かかる観点から、本会議所は予てより知的財産政策の拡充に関し提言を行ってきたところであるが、下記事項に特段の配慮を払われるよう、改めて強く要望する。

記

1. 知的財産の創造・活用の促進

(1) 中小・ベンチャー企業に対する海外特許申請費用補助制度の創設

我が国産業の国際競争力を維持・強化するためには、中小・ベンチャー企業においても積極的に海外の特許を取得することが重要であるが、特許申請費用が高額なため、出願を断念せざるを得ないケースが見られる。そこで、国際特許の大幅増加に向け、バイオ・ITなど今後の戦略産業分野を中心に、中小・ベンチャー企業の海外特許申請費用の補助制度を創設されたい。

同様に、TLOの保有する先端技術の海外特許取得を促進するため、海外申請費用の補助制度を拡大されたい。

(2) 特許料等減免措置の適用を全ての中小企業に拡大

我が国が知的財産立国として発展していくためには、経済を支える中小・ベンチャー企業の特許取得を奨励し、技術の権利化を促すことが重要である。そこで、現在の特許料等減免措置の適用条件を大幅に緩和し、中小企業基本法で規定する全ての中小企業を対象とされたい。

(3) 中小・ベンチャー企業に対する拒絶査定不服審判費用減免制度の導入

特許などの知的財産権を拒絶査定された場合、不服審判費用が高額となるため、中小・ベンチャー企業においては不服審判請求を断念するケースが見られる。そこで、

当該費用にも特許料等減免措置に準じた制度を導入されたい。

(4) 特許法第35条(職務発明規定)の改正とガイドラインの明示

企業における知的財産の創造・活用を促すため、従業員の職務発明により生じた特許を受ける権利などを従来どおり企業に認め、産業利用の利便性を確保するとともに、発明報酬については、企業が従業員と予め契約・勤務規則等により自由に設定できるよう特許法第35条を改正されたい。

また、法改正に際しては、職務発明制度取り扱い上の混乱を避けるため、企業と従業員との契約などに関するガイドラインやモデル事例を示されたい。

(5) コンテンツ関連産業の振興に向けた取り組み推進

我が国の映画、アニメ、ゲームソフトなどは世界で高く評価されており、こうしたコンテンツを活用した関連産業の振興が大いに期待されている。そこで、コンテンツの創造・流通促進や取引適正化、権利保護強化、関連産業育成等を推進するための基本法を早急に定めるとともに、人材育成や完成保証、資金調達面での信用補完など諸制度の整備を急がれたい。

(6) 事業の将来性に着目した中小企業向け融資・保証制度の拡充

中小企業においては、有望な事業シーズとなる知的財産を創造した場合でも、土地など従来型担保の提供に限界があるため満足な資金調達ができず事業化を断念することも考えられる。そこで、政府系中小企業金融機関が率先して、事業の将来性や経営者の資質、あるいは知的財産を担保にした融資・保証制度を拡充されたい。

(7) 税制上の優遇措置

知的財産の流通・活用を促進するため、知的財産を譲渡する際の所得課税を軽減するとともに、買取り費用の一定割合を税額控除または特別償却できる制度を創設されたい。

2. 特許審査・紛争解決の充実・迅速化

(1) 特許審査迅速化法(仮称)の早期制定と審査体制の充実

特許審査が長期間に及ぶ現状では、先進的な技術であっても特許取得時には陳腐化しているケースが見られる。そこで、特許審査の大幅な短縮を義務付ける特許審査迅速化法(仮称)を早急に制定するとともに、同法の整備にあたっては、各種審判期間の短縮化についても規定されたい。

また、特許審査体制充実のため、任期付審査官の増員が進められているが、審査精度の維持・向上に向けた研修を充実するなど審査能力の強化に努められたい。

(2) 特許審査基準の厳正な運用と拒絶理由書記載の充実

企業には、特許審査への不信感が根強く存在する。そうした疑念を払拭するためにも、審査基準の厳正な運用を徹底するとともに、拒絶理由書には発明の進歩性否定の

理由を明確かつ詳細に記載するよう努められたい。

また、誤った判断を未然に防ぐよう、審査官間でのチェック体制の強化などを図られたい。

(3) 実用新案制度の充実

特許審査の迅速化に注力する一方、早期・安価に権利化が図れる実用新案を、特許を補完する制度として充実されたい。このため、保護期間を延長するとともに、実用新案から特許への移行制度も設けられたい。

(4) 先行技術調査業務の外部委託拡大

特許の的確かつ迅速な審査を促進するため、先行技術調査業務を行う指定調査機関を、(財)工業所有権協力センター以外にも広げるなど、業務の外部委託をさらに拡大されたい。また、指定調査機関の選定にあたっては、民間企業にも門戸を開放するとともに、必要とされる技術分野の人材確保が容易な産業集積地に立地させることが望ましい。とくに、家電などの分野においては、大阪に立地されたい。

(5) 知的財産裁判制度の構築

知的財産関係紛争の解決を図る際、現状では裁判制度と審判制度とが並存しているため、当事者の事務負担が重く、かつ短期的解決を妨げている。そこで、紛争の迅速かつ正確な処理のため、司法当局と行政当局は、情報の共有化も含め、密接な連携を図り、紛争を一時的に解決する「知的財産裁判制度」を早急に構築されたい。

3. 医療・バイオ関連特許やビジネスモデル特許など新分野における知的財産の創造・活用促進

(1) 医療関連行為への特許付与

先端医療技術の研究開発促進と関連産業振興の観点から、これまで特許付与の対象として認められなかった医療関連行為についても、倫理上の問題や、医師などによる医療行為への特許権行使制限などに配慮しつつ、米国同様、特許付与の対象とされたい。

(2) 不当な独占行為の防止

ビジネスモデル特許やバイオ関連特許など新分野の特許は、先行技術の蓄積が少ないため、広範囲な権利や代替性のない権利を有する特許が成立する可能性が高い。こうした特許について、ライセンス拒絶や、リーチスルー・ライセンス契約をはじめとした不当な契約が行われた場合には、研究開発のインセンティブを阻害し、関連産業全体にとって損失となりかねない。こうした分野の特許については、不当なライセンス行為やライセンス拒絶を独占禁止法で厳正に対処されたい。

(3) グレースピリオド(発明公表後の出願猶予期間)の延長

大学研究者などは、特許の取得より学会・論文等での発表を優先する場合が多いため、我が国では公表後6ヶ月のグレースピリオド(発明公表後の出願猶予期間)が設けられている。しかし、創薬などの分野では、臨床データの蓄積などに時間を要するため、6ヶ月の猶予期間内に出願するのが困難なケースもあることから、現在のグレースピリオドを米国並みの12ヶ月に延長されたい。

(4) コピー薬の容認範囲限定

現在、世界貿易機関において、一定条件のもと、エイズ治療薬等のコピー薬取り引きを容認するとの検討がなされているが、研究開発の成果たる特許を保護する観点から、対象薬・対象国を人道援助に厳格に限定すべきである。

4. 産官学連携の強化

(1) TLO(技術移転機関)の機能の抜本的強化

知的財産の産業利用を一層促進するため、大学などで生み出された知的財産は全て大学やTLOに機関帰属させるべきである。ただし、現在の我が国のTLOの一部には知的財産に関する専門知識や実務能力を有するスタッフが乏しく、有効に産業利用することが難しいケースが見られる。そのため、TLOに対するアドバイザー派遣制度の充実をはじめ、全てのTLOが早急に高度な専門機関としての機能を完備するよう努められたい。

(2) 日本版バイ・ドール制度の活用徹底

国・特殊法人などからの委託研究の成果たる知的財産を受託者に帰属させる日本版バイ・ドール制度は、現在一部の省庁が活用しているに過ぎないことから、早急に全ての国・特殊法人などの委託研究に適用されたい。

5. 知的財産の保護

(1) 裁判における営業秘密の適切な保護

営業秘密の流出に関する訴訟に際し、裁判の公開原則によりその内容が公となることから、かえって権利者の利益が損なわれる恐れが強い。このため適切な対応を取れない場合が見られるので、裁判において営業秘密が適切に保護されるよう対策を講じられたい。

(2) 金型図面などの第三者への意図せざる流出の防止

金型図面が金型製造業者の同意のないまま海外の製造委託に供されるケースが見られるが、これを放置すると我が国製造業の根幹をなす金型製造技術が空洞化する恐れがある。そこで、金型図面自体が知的財産であるとの周知・啓蒙を図るとともに、委託業者に対し弱い立場にある金型製造業者の保護の観点から、金型図面の取り扱いについて適正な契約がなされるよう監視・指導すべきである。

(3) ライセンサー破綻の場合のライセンシーの権利保護

我が国の倒産法制においては、ライセンサーの破綻時に、破産管財人がライセンス契約を解除することが可能となっており、ライセンシーが極めて不安定な立場に置かれている。そこで、第三者対抗要件が存在するライセンス契約については破産管財人の解除権に対抗できるよう破産法を見直すとともに、著作権のように対抗要件制度が存在しないものについても、ライセンシーの権利保護を図る方策を検討されたい。なお、対抗要件制度は、ライセンス契約の事実をもってライセンシーの地位を確保できるような簡便な制度とされたい。

(4) アジアの一部の国（とりわけ中国）における知的財産関係法制の整備要請

アジアの一部の国において、我が国企業の模倣品が氾濫し深刻な被害を受けている。そこで、各国政府に対し、様々な機会を通じて模倣品対策の強化を要請されたい。とりわけ我が国の被害が大きい中国に対しては、外国企業の持つ著名な商標に対する「著名商標権」の実質的な適用を強く求めるとともに、現在無審査で登録される意匠を有審査登録制度に改善するよう働きかけられたい。

(5) 中小企業の知的財産権侵害被害への対応支援

知的財産権の侵害被害に遭った中小企業が、訴訟などの法的措置を検討する際、相談できる窓口が身近に存在しなかったり、知的財産に精通した弁護士を探すことが困難なことから、適切な対応がとれない場合がある。また、費用・時間などのコスト負担を懸念し、訴訟を断念するケースも見られる。そこで、知的財産権の侵害被害に遭っている中小企業を対象とした、弁護士の紹介制度や相談窓口の設置を図られたい。また、中小企業の知的財産訴訟費用に対する、貸付制度や共済・保険制度の創設を検討されたい。

6. 世界特許システムの実現に向けた取り組みの推進

特許を複数国にまたがって出願する際の、手続きの簡素化やコスト低減のため、特許に関する各国制度の調和が望まれている。既に、各国当局との間で人材交流や、世界的な枠組みでの議論など地道な取り組みがなされているところであるが、こうした動きをさらに進め、近い将来、各国間の先行技術調査の相互認証や、先願主義への統一に向け努力されたい。

7. 知的財産に関する教育の充実

(1) 専門学部を設置による知的財産に関する知識体系の高度化

知的財産に関する知識体系の高度化に向け、知的財産の取得や管理手法、紛争解決手法などに関する研究を行う専門学部の設置を促進されたい。

(2) 国民各界各層に対する知的財産に関する正しい認識の普及・啓蒙

知的財産の理解に関する事項を学習指導要領に盛り込み、初等・中等教育段階で知的財産に関する知識を習得できるようにするほか、各種シンポジウムやセミナーの開催により、広く国民各界各層に対し、知的財産に関する正しい認識の普及・啓蒙に努められたい。

以 上